

金融 セクターと 日本の コーポレート ガバナンス コード

熱帯林を危険にさらす製品に関わる顧客企業への
金融サービス提供における適用の手引き

金融 セクターと 日本の コーポレート ガバナンス コード

熱帯林を危険にさらす製品に関わる顧客企業への
金融サービス提供における適用の手引き

目次:

- 3 はじめに
- 4 金融機関への主な提案
- 5 熱帯林リスク産品セクターにおける
環境、社会、ガバナンスに関わるリスク
- 8 国際的な政策対応
- 9 「コード」の解釈
- 14 まとめ
- 15 参考文献

レインフォレスト・アクション・ネットワークについて

レインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN) は、環境正義と社会正義の実現に向けた取組へのより深いコミットメントを企業が採用するよう働きかけることにより、市場や政治に関わる長期的な解決策の創出をめざす独立した非政府組織 (NGO) です。RANは森林とそこに暮らす人々及び生命を支える自然システムを守るために活動しています。

本部はカリフォルニア州サンフランシスコにあり、東京、ジャカルタ、ロンドンに事務所を置いています。

発行: 2015年7月

はじめに

本手引きは2015年6月1日に施行された日本のコーポレート・ガバナンス・コード(以下「コード」)を日本の金融機関が遵守する際の一助となるよう、レインフォレスト・アクション・ネットワークが作成したものです。本手引きには熱帯林減少に関係する顧客に金融サービスを提供する際に、金融機関が直面する具体的な環境・社会・ガバナンスのリスクが示されています。

「コード」は東京証券取引所に上場する企業に、長期的な経済の安定の確保に向けた改革を実行するよう求めるものであり、重要かつ歓迎すべき取組です。とくに注目されるのは、「コード」が上場企業に対し、サステナビリティに関する課題を事業と投資の判断に組み込み、地域コミュニティを含む多様なステークホルダーと協力し、その権利や立場を尊重すること(原則2)を求めている点、そして環境や社会への配慮などの非財務情報の開示を通じてよりよい意思決定を促している(原則3)点です。コーポレート・ガバナンス・コードは、投資先会社のモニタリングの際、社会・環境問題から生じるリスクも考慮するよう機関投資家に求める「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を補完するものです。

木材、パーム油、紙パルプのような熱帯林を危険にさらす製品(以下、熱帯林リスク産品)の生産企業や貿易会社の事業拡大に必要な融資、引受、債券、出資を金融機関が提供することは、それら産品への市場の需要とともに、熱帯林の減少に手を貸しています。これらのセクターの多くは、プランテーション開発や、道路、工場、精油所といった関連インフラへの投資のために巨額の資金を必要としています。

レインフォレスト・アクション・ネットワークとプロフンド(Profundo)の調査によると、日本の銀行セクターは東南アジアのパーム油、紙パルプ、熱帯木材の主要な生産企業と貿易会社に対する最大の資金提供者の一つであることを示しています。2010年以降、これらの企業への日本の銀行による商業融資は、記録のある融資全体の4分の1に当たる、およそ1兆円に上ります。EUと米国に本拠を置く銀行では、森林セクターに関するセーフガード方針を公表する銀行がますます増えているのと対照的に、熱帯林リスク産品セクターに共通する環境、社会、ガバナンスリスクの範囲を把握するための公表された方針、またはデューデリジェンスの仕組みを策定している日本の主要銀行は、まだ存在しません。

「コード」及び本手引きが求める対策は、ヨーロッパと米国の透明性・非財務報告に関する新しい法律など、国際的な規範・規制動向に沿ったものです。特に注目すべきはOECDの多国籍企業行動指針です。同行動指針では、悪影響を及ぼす活動に関与する企業に融資を行う金融機関も、その悪影響に直接的に結びついており、そうした事態を防ぎ、また、実際に悪影響が起きた場合は是正を行うよう、その影響力を行使する義務があると述べています。

本手引きのセクション1では、熱帯林リスク産品セクターにおける具体的な環境、社会、ガバナンスに関わるリスクを明らかにします。セクション2では、「コード」と整合性を持つ国際的な政策動向に焦点を当てます。セクション3では金融機関が方針の基準設定や制度化を通じて、どのように「コード」の原則を実践に移すことができるかについて提案を行います。



本コードは、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものである

—コーポレート・ガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

金融機関への主な提案

1

以下に取り組むことを明確に示した高いレベルでの声明を公表すること。

- » 顧客の事業活動から生じる社会・環境問題を含め、サステナビリティに関わる諸問題に積極的・能動的にとりくむこと。
- » 地域コミュニティの権利の擁護などについてステークホルダーに関与し、協働すること。
- » 顧客の事業活動から生じるサステナビリティの課題とステークホルダーの権利の尊重に関連する非財務情報を開示すること。

2

高リスク産品セクターへのあらゆる種類の金融サービスに適用されるセーフガード方針を策定すること。
熱帯林セクターで活動する顧客に関しては、以下の事項を含むこと。

- » すべての関係する各地域の法規制、国内法、国際法の完全遵守。
- » 保護価値の高い森林¹、高炭素蓄積林²、泥炭地³の森林減少または森林劣化は行わないこと。
- » 地域コミュニティ・先住民族の慣習的土地権の尊重と擁護。これには「自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)」の原則と手続き⁴に則って許可を与える／与えない権利を含む。
- » 強制労働や児童労働⁵の不使用を含め、自由で公正な労働慣行の遵守を証明し、特定の有害殺虫剤⁶の使用を禁ずること。

3

強化した規範を全社的に達成するため、社内コンプライアンス制度と外部報告制度を実施すること。

- » 取締役会と経営陣の体制、役割、資源、責任を明確に定め、サステナビリティの課題とステークホルダーへの関与を効果的に統合するための監督体制やインセンティブ手法を確保すること。
- » 不遵守事例の把握と是正ならびに基準と制度の継続的改善のために、内部告発制度や外部の苦情処理制度を設けること。
- » 環境・社会問題への取組について、独立したモニタリングやすべてのステークホルダーとの有意義な対話を可能にするために、自社及び顧客に関する十分な情報を開示すること。⁷

1. 熱帯林リスク産品セクターにおける環境、社会、ガバナンスに関わるリスク

2000年から2012年の間、世界全体で日本の面積のほぼ3倍に匹敵する100万平方キロメートルもの熱帯林が失われました。消失のスピードがもっとも早い地域の一つが東南アジアです。熱帯林の減少と劣化は世界の温室効果ガス年間排出量の14%から21%を占め、河川を汚染し、生息地の消失を通じて種の絶滅を引き起こします。

世界中で10億人以上の人々が生存のため、あるいは食料や生計を確保するため直接森林に頼っています。地域コミュニティや先住民族コミュニティは、商業伐採やプランテーション開発の拡大によって重大な人権侵害を被ることがあります。たとえば、自らの土地に対する権利の喪失、強制立ち退き、強制労働、児童労働、脅迫、紛争、レイプなどに加えて、殺人事件さえ起きています。

森林と森林に依存して暮らすコミュニティに、どのように対応しているかということが、広範で往々にして不可逆的な社会的、環境的影響を引き起こしているのです。環境、社会、ガバナンスの課題の対処において、「コード」は森林減少や森林劣化、人権侵害を引き起こしている商品分野に関する方針やデューデリジェンスを、日本の金融機関が強化するための枠組みと義務の両方を定めています。環境、社会、ガバナンスに関わる主なリスクには次のものが含まれます。



環境リスク

- » **生物多様性の喪失：** 熱帯林の減少や劣化は、生物多様性の喪失と種の絶滅の主要な原因の一つです。東南アジアに残る熱帯林は絶滅危惧IA類のトラ、ピグミー・エレファント、サイ、オランウータンなど、IUCNレッドリストに掲載されている多くの特徴的な種を支えています。⁸
- » **気候変動：** 熱帯林の減少・劣化により木々に貯蔵された二酸化炭素が大量に放出され、その量は世界の年間温室効果ガス排出量の14%-21%にあたと推定されています。⁹ 加えて、インドネシアの泥炭地の劣化により、世界全体の排出量の1%-2.5%にあたる温室効果ガスが排出されています。これは主にパーム油と製紙用パルプ材のプランテーションによるものです。¹⁰
- » **水：** 森林減少は水流や洪水抑制にも影響を与え、地域、国、国際レベルで降雨パターンを変動させる可能性があります。水資源の価値の喪失は、森林の木材市場価値を大きく上回ります。¹¹
- » **汚染：** 木材伐採及びパーム油や紙パルプ用のプランテーション、それに関連する工場や精油所は、土壌浸食や化学物質による河川の汚染を引き起こします。

社会的リスク

- » **強制立ち退き：** 東南アジア全域で、数百に上る固有の文化と言語を有する先住民族が、健全な森林と伝統的テリトリーに依存して暮らしています。伐採やプランテーション開発による立ち退きの結果、社会的混乱、食料の不足、貧困が生じています。
- » **人権侵害：** 地域コミュニティや先住民族コミュニティは私企業や国家による脅迫、暴力、レイプ、ときに殺人などを含む重大な人権侵害を日常的に受けています。¹²
- » **土地紛争：** 慣習的な土地所有者と伐採会社やプランテーション会社の間で土地権をめぐる法的主張の対立が頻繁に起きており、これは政府が先住権や慣習的土地権を認めていない、または保護していないことに関係している可能性があります。加えて、慣習地での開発に関して、会社側がしばしば十分かつ公平な手続きをとっておらず、地域コミュニティ及び先住民族コミュニティに自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)を与えるか否かの選択肢が与えられていない場合もあります。¹³
- » **搾取：** 木材伐採セクターやプランテーションセクターでは、強制労働、児童労働、十分な健康・安全対策をとらないままの有害な殺虫剤・肥料の使用など、搾取的な労働基準が共通してみられます。マレーシアとインドネシアのパーム油産業では、多くの労働者が現代的形態の奴隷制といえるような深刻な労働搾取の犠牲となっています。¹⁴
- » **健康被害：** 東南アジアでは毎年パーム油農園開発のために森林が意図的に焼かれており、その煙によりマレーシア、インドネシア、シンガポールでは深刻な健康被害が起きています。¹⁵

“ 多国籍企業行動指針では、悪影響のリスクが最も深刻な一般的分野を特定し、それら顧客へのデューデリジェンスを行い、その結果、リスクが高い場合やあるいはリスクに企業が注目する場合には、顧客のスクリーニングやモニタリングを優先していくことを期待しています。

—OECD 多国籍企業行動指針

ガバナンスリスク

- » **贈賄:** コンセッション(土地管理権)のライセンス発行や許認可の過程でしばしば、企業は地元や地方、または国のレベルで贈賄や汚職に関与している可能性があります。インドネシアの林業では、汚職により政府に毎年20億米ドルの損害が生じています。¹⁶
- » **違法活動:** このセクターにおける典型的な違法活動には、どのような森林が開発許可を得るかを定めた国内法の軽視、伐採を許可されている樹木の大きさや樹種に関わる規制の違反、許可区域以外での活動、環境・社会影響評価を完了する前に事業を開始することなどが含まれます。
- » **経済/金融犯罪:** 脱税、価格転嫁、マネーロンダリングは、東南アジアからの違法な資金流出の主な源泉となっています。
- » **レピュテーション上の損害:** 違法または倫理にもとる事業水準によりレピュテーションを長期的に傷つける場合があります、株主価値に大きな財務上の影響を与えるおそれがあります。

財務上の根拠

金融資産の価値を支えているのは「より深いストックとフローのプール、最も根本的には人的資源・自然資源の健全性」です。¹⁷これには森林という自然資本ストックと、それがもたらす物品及びローカル、リージョナル、グローバルな生態系サービスというフローが含まれます。これらは地球の気候を調節し、何十億もの人々の生活を支え、経済の基礎となっています。自然資本ストックは140カ国中116カ国で減少しており、中には急速に減少している国もあると報告されています。¹⁸環境ストレスを引き起こす多数の要因は現在、地球の許容範囲を超えるレベルにあると考えられています。¹⁹これらの問題は金融システム規制当局の間で増大する懸念分野として認識されるようになっていきます。

銀行の自己資本規制に関するバーゼルIII合意²⁰のアドバイザーらは、気候変動と自然資源枯渇が金融セクターにとってのシステムック・リスクの迫り来る源になりつつあるとして、世界各国の規制当局がこれを注視し行動する必要があるとしています。

この課題に効果的に取り組むためには、金融セクター全体で「コード」が扱う以下の主要テーマの多くを

内部的課題とし、業務に取り込んでいく必要があります——ESGを投融資判断に取り込むこと、中長期的視点の採用、取締役会と上級経営陣のリーダーシップ、ESG方針の透明性の向上、ステークホルダーとのより幅広い関与です。

森林セクターでは、近年、熱帯林製品の生産、貿易、小売の世界的大手の一部がサステナビリティに関する誓約を行った結果、特にパーム油と紙パルプの調達方針についての国際的な市場の期待が大きく変化しました。

「森林減少ゼロ」「搾取ゼロ」の誓約が実行され始めると、金融機関は顧客がこの新ESG基準を達成しているかどうかを金融サービス供与の判断基準とすることによって、この趨勢を支え加速化させる上で極めて重要な役割を担っています。この新基準を採用する主要な商品取引企業が市場のシェアの多くを占めていることを考慮すると、商品生産のより高い基準を満たせない顧客は市場アクセスが縮小し、付随して債務不履行のリスクが増大するかもしれません。

2. 国際的な政策対応

国際レベルでは、いくつかの取組によって、責任ある企業行動に関する重要な基準設定が行われています。金融機関は以下の基準をすでに遵守しているか、早急に社内制度にとりこむ作業を行っていないと断言できません。

- ▶ **赤道原則 (Equator Principles)** は、プロジェクトファイナンスについて比較的強力なセーフガード措置を確立していますが²¹、森林セクターにおける企業融資の多くには適用されません。
- ▶ **国際金融公社 (IFC) のパフォーマンス基準**は、赤道原則の基礎となったもので、「熱帯湿潤原生林における商業伐採活動」及び「持続可能な管理が行われている森林以外に由来する木材または森林製品の生産または取引」²²への金融仲介業者の資金供与を禁じています。加えて、国際金融公社は「高炭素価値や生物多様性価値とともに、その生態系サービスに鑑みて、高炭素蓄積の泥炭地を転換したパーム油農園の案件は支援しない」と定めています。²³
- ▶ **国連責任投資原則 (UN PRI)**には、現在日本の30社を含む1,368社が署名しています。「ESG課題を投資分析や判断に組み込み」、投資対象の組織が「ESG課題の適切な開示を求める」ことを謳っています。²⁴
- ▶ **GRI (Global Reporting Initiative)**²⁵及び**CDP**²⁶は、サステナビリティに関するレポートの整理統合を助け、企業に対しその事業活動の社会的環境的リスクについて重要な情報を提供しています。²⁷
- ▶ **ビジネスと人権に関する国連指導原則**は企業に対し、人権侵害を避けるためにデューデリジェンスをもって行動し、人権へのあらゆる負の影響に対し、取り組むよう義務付けています。
- ▶ **OECD多国籍企業行動指針**は、国連指導原則を採り入れたもので、多国籍金融機関に対し、「自社の活動により悪影響を引き起こしたり、その一因になったりするのを避け」、金融商品・サービスを提供している企業が引き起こす「悪影響を予防または緩和するよう努める」ことを呼びかけています。²⁸金融機関はリスクを把握し潜在的な悪影響を予防または緩和するために体系立った対策をとり、ビジネス上の関係及び関連する活動を継続的に監視することが期待されています。²⁹

各国・各地域当局も、ESGリスクの開示義務を含むさまざまなESG関連の規制措置を講じています。³⁰

- ▶ **米国証券取引委員会 (SEC)** が、重要な環境課題の開示について初めて触れたのは1971年で、上場企業に対し、環境法遵守による財務的影響についてのSEC提出書類での開示を検討するよう求める解釈を発表しました。³¹2010年、SECは追加指針を発表し、気候変動による重要なリスク、たとえば、気候変動関連の立法、規制、国際協定による企業の財務状況または業績への影響、規制や事業の趨勢による間接的な影響、気候変動の物理的影響などをSEC提出書類で開示するよう企業に求めました。³²
- ▶ 2014年、**ヨーロッパ議会**は銀行や保険会社を含む一定以上の規模の企業に、自社の年次報告書において「環境問題、社会・従業員関連問題、人権の尊重、汚職・贈収賄対策問題」に関係する情報を開示するよう求める指令を採択しました。³³この開示には「これらの諸問題に関する(企業の)方針、結果、リスク」ならびに実施したデューデリジェンスプロセスを含めることとされています。本指令は2016年に施行されます。

3. 「コード」の解釈

コーポレート・ガバナンス・コード

解釈と手引き

基本原則2

株主以外のステークホルダーとの適切な協働

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

「地域社会」一企業の業務が行われる場所に位置するコミュニティ及び／または企業の中核的事業活動に影響を受けるコミュニティ

ステークホルダーによるリソースの提供や貢献を認識し、適切に協働する

- 土地及び熱帯林の資源は、先住民族や森林に依存して暮らす地域社会が慣習的に所有する場合が多く、こうした資源は先住民族や地域社会が管理し守ってきたからこそ存在していることを認識する。
- 先住民族や森林に依存して暮らす地域社会のもつ慣習的・伝統的土地保有権を尊重し維持する。³⁴
- 資金的関係を結び、継続している顧客企業を含むステークホルダー（顧客／取引先）が、熱帯林資源に正または負の影響を与える可能性があることを認識する。
- 森林リスク産品を利用している企業も含め、顧客企業がそのサプライチェーンにおけるレピュテーションや環境的、社会的リスクをいかに管理しているかを考慮し、顧客のサプライチェーン政策及び関連施策の実施を支援する。³⁵

ステークホルダーの権利と立場を尊重する

- 先住民族の権利に関する国際連合宣言³⁶に沿った先住民族、森林に依存するコミュニティ、自給自足的小自作農・家族経営農家³⁷、女性、労働者³⁸、非政府市民社会組織のステークホルダーとしての権利と立場を尊重する。³⁹
- 資金的関係のある企業により負のESG影響のリスクが存在するまたは発生していることにつき、外部のステークホルダーが金融機関に注意喚起する場合に、客観的な評価を行い、適切に対応するための枠組みを確立する。⁴⁰ 適切な対応には以下の事項が含まれる。
 - 金融機関の方針及び関連指針を遵守しないことによる悪影響の評価
 - 特定の問題や、こうした影響に対してステークホルダーと協働して取り組んだり、是正するために当該企業がとり得る活動についての当該企業との議論
 - 当該企業が社会や環境への悪影響の継続的発生を停止、軽減、または防止できない場合には、金融上の取引関係の停止

原則2.1

中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ、中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

社会的責任に関する立場

金融機関の社会的責任に関する立場には、自社の投融資が及ぼす中長期的な影響への社会的責任も含むべきである。

効果的に経営理念を導くためには、金融機関の社会的責任に関する立場においては、「**長期的に持続可能な(当社の)金融モデル、商品、市場を通じた経済的社会的価値の創造**」及び「**経済的繁栄、環境保護及び社会正義を推進すること、またはそれらに害を与えないこと**」の堅持を表明すべきである。⁴¹

経営理念

熱帯林及び熱帯景観に係る金融活動の経営理念は、上記の社会的責任に関する立場を指針とし、以下の事項を含むべきである。

- » すべての関係する各地の法規制、国内法、国際法の完全遵守。
- » 保護価値の高い森林、高炭素蓄積林、泥炭地地域での森林減少または森林劣化を行わない。
- » 地域のコミュニティや先住民族の人権の尊重。これには慣習土地権や、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)の原則と手続きに則って許可を与える／与えない権利を含む。
- » 強制労働や児童労働の不使用、特定の有害殺虫剤の不使用を含む自由で公正な労働慣行の遵守。

“ [行動規範とは、以下のように定義される](a)重要なステークホルダーの福利に貢献し、(b)事業によって影響を受ける全ての構成員の権利を尊重する上での、組織の決定、手続き、システムを導く行動の原則、価値、基準、あるいは規則

—国際会計士連盟

原則2.2

行動準則

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

グッド・プラクティスであるためには、行動規範は(a)主要なステークホルダーの福利に寄与し、(b)その業務から影響を受けるすべての関係者の権利を尊重するものでなければならない。⁴²

- » 取締役会は投融資を通じて守ろうとする長期的な環境的、社会的価値を明瞭に表わした行動規範を策定又は改定しなければならない。それは、気候の安定性、生物多様性の保存・維持、人権、労働権、及び森林に依存して暮らすコミュニティや先住民族の権利の尊重、貧困軽減、包括的かつ公平な経済発展を確保するため、ステークホルダーと社会の共通の長期的利益に資するものでなければならない。
- » 取締役会は、行動規範を実施し、自社の価値を表明するために、その中心的な金融事業分野や事業活動に渡って、ESG問題全般を効果的に統合し、特定の高リスクセクターのために、適切な経営体制、人員と資源、役割と責任、報奨策と監督体制と、インセンティブ手法を整備することを決定しなければならない。
- » 行動規範の遵守を確実にするために、取締役会はリスク管理委員会及びコンプライアンス監査委員会の任務に、重要な職務全体についての実施評価を含むこと。その評価には、国内外の業務の第一線のクライアント・リレーションシップ・マネジャー、アナリスト、ブローカーなどによって行われるものも含め、一定レベルの範囲において、リスク管理、レピュテーション管理、クライアント選定とエンゲージメント、取引承認と、信用手続きを含むものとする。
- » 熱帯林地域で操業するセクターで広く、倫理にもとる事業活動が頻繁に行われていることを考慮すると、顧客が以下の活動に関与するリスクがある場合、金融機関は当該顧客とのあらゆる金融上の取引関係を避けるために十分な顧客調査を行うこと。
 - » 公職にある者への贈賄
 - » 汚職
 - » 税法犯罪
 - » 違法活動
 - » 価格転嫁
 - » マネーロンダリング
 - » 環境犯罪
 - » その他の指定カテゴリーの犯罪⁴³

原則2.3

社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

取締役会は、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

社会・環境問題をはじめとするサステナビリティをめぐる課題への適切な取組

- » 人権、気候変動、自然資源の保全・管理、生物多様性の保護、効率的な資源利用及び公害防止などの横断的課題に関して、資金提供のアプローチやガイドラインを定める方針を策定し、定期的に更新し、公表すること。
- » 熱帯林に悪影響を与える重大なリスクのあるセクターへの投融資方針を策定し、定期的に更新し、公表すること。同方針には次のものを含めること。
 - » セクター特有の社会及び環境への悪影響を精査し、これらを防止し、重要問題としてとりくむ際に顧客に期待するものを示すこと。
 - » 資金提供の対象としない活動についての明確な除外規定を定めること。
- » 顧客企業と交わす融資関連文書や契約の中にESG遵守責任を定めた規程を含めること。
- » OECD多国籍企業行動指針に沿ってリスクの程度に応じてデューデリジェンスを行うこと。⁴⁴環境社会影響評価のデューデリジェンスを行う際、外部認証制度は参考になるものの、「チェックボックス」式にそうした機関に「外注」すべきではない。森林リスクに影響されやすいセクターへの投融資に関するデューデリジェンスの審査・手続きにおいては、以下に関する顧客企業の事業評価を含めること。
 - » 顧客の事業活動による生物多様性への影響全般及び関連する緩和対策、ならびに温室効果ガス排出量及び／または自然資源枯渇についての詳細な説明。
 - » 人権及び労権に関する規範と協定、ならびに森林に依存して暮らすコミュニティや先住民族の自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)の遵守を通じた、国際的な人権及び労働に関するステークホルダーの権利の尊重。
 - » 森林資源に頼って基本的な食料を確保し自給自足の生計を立てている女性、小規模農園保有者、家族経営農家、先住民族、地方のコミュニティなどの社会的に不利な立場におかれた集団への社会影響評価を通じて、ステークホルダーの置かれた状況を尊重すること。
- » 資金供与された活動による熱帯林という自然資本ストックとそのサービスへの影響を評価し、それを財務分析に加えることを通じて、サステナビリティに関する懸念に積極的・能動的に取り組むこと。

基本原則3

適切な情報開示と透明性の確保

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

法律が求める以上に積極的に情報を提供する

- » セクター特有のサステナビリティ課題を一貫した形で把握し、評価し、開示すること。これには、顧客企業の株式や債権の発行、シンジケートローンに関連する目論見書及びその他の財務報告書における、環境・社会への悪影響のリスク要因の開示を含む。
- » 森林に依存して暮らす地域コミュニティや先住民族の資源、文化、生計が影響を受ける場合、これらのコミュニティの自由意思による事前の十分な情報に基づく同意の権利の実施手続きを含め、人権と労働権がどのように尊重され守られているかについての詳細な評価を含めること。
- » 顧客の事業活動による生物多様性への影響全般及び関連する緩和対策、ならびに温室効果ガス排出量及び／または自然資本枯渇の詳細な説明を含めること。
- » 建設的な対話を促進するため、金融機関は以下のことを行わなければならない。
 - » 正確、明確かつ有益な非財務情報を積極的に提供すること。これには金融機関が定めている課題・セクター特有のESG方針を含めること。
 - » 関係するESGについての専門的知見を持って社会問題や環境問題に取り組む市民社会組織が、課題・セクター別の投融資方針やモニタリング体制の策定と、それらへのESG要因の統合に貢献するために、検討や意見表明を行う機会を適宜設けること。



PHOTO: P/MIKE GRIFFITHS

まとめ

金融機関は、健全な公共政策を指針としながら、日本がより持続可能で、責任ある、安定した経済へと移行するにあたって、それを下支えするきわめて重要な役割を担っています。持続可能な金融システムは社会の経済的ニーズを満たすと同時に、すべての人と自然界の環境的制約を尊重するものでなくてはなりません。

熱帯林リスク産品セクターは日常的に違法性に関わっており、いかなる持続可能性の概念も実現できておらず、また大変な被害を直接受けている人々を尊重することができていません。日本の銀行が、社会的環境的な悪影響を引き起こしている企業への融資の主要な供給元であることを考慮すれば、この課題に日本の銀行がいかに応えるかが、日本のコーポレート・ガバナンス・コード遵守にとっての試金石といえるでしょう。

金融機関は、顧客企業が森林に関わる活動に責任をもち、地域コミュニティや先住民族コミュニティの権利を尊重しているかどうかを知る必要があります。そうしなければ「コード」が定めている義務を果たすことはできず、環境的社会的悪影響に加担しているという批判を受け続けるでしょう。

こうしたリスクへの関与を抱える金融機関が、自信をもってその責任を果たせる唯一の方法は、顧客企業に求めるのと同じ堅固なデューデリジェンス手続きを自ら実施し、遵守することです。最終的には、遵守状況の悪い顧客企業に対して厳格な期限を示して改善を求めるか、あるいは、遵守しない顧客企業との金融上の取引関係を避けることが、金融機関に求められています。



この課題に日本の銀行がいかに応えるかが、日本のコーポレートガバナンス・コード遵守にとっての試金石といえるでしょう。

参考文献

- ¹ Brown, E., N. Dudley, A. Lindhe, D.R. Muhtaman, C. Stewart, and T. Synnott (eds.). 2013. "Common guidance for the identification of High Conservation Values." HCV Resource Network <https://www.hcvnetwork.org/>
- ² The High Carbon Stock Approach Network, 2015. "High Carbon Stock Approach Toolkit." http://highcarbonstock.org/wp-content/uploads/2015/04/HCS-Approach-Toolkit_Full-version.pdf
- ³ World Bank and IFC, 2011. "The World Bank Group Framework and IFC Strategy for Engagement in the Palm Oil Sector." http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/159dce004ea3bd0fb359f71dc0e8434d/WBG+Framework+and+IFC+Strategy_FINAL_FOR+WEB.pdf?MOD=AJPERES
- ⁴ Forest Peoples Programme, 2008. "Free, Prior and Informed Consent and the Roundtable on Sustainable Palm Oil: A guide for companies." <http://www.rspo.org/sites/default/files/FPIC%20and%20Oil%20Palm%20Plantations%20-%20A%20Guide%20for%20Companies%20%28Oct%2008%29.pdf>
- ⁵ Humanity United et al, 2015. "Free and Fair Labor in Palm Oil Production: Principles and Implementation Guidance." http://humanityunited.org/wp-content/uploads/2015/03/PalmOilPrinciples_030315.pdf
- ⁶ Palm Oil Innovation Group, 2014. "POIG Indicators." <http://poig.org/wp-content/uploads/2014/09/POIG-indicators-April-2014.pdf>
- ⁷ Zoological Society of London, 2015. "Sustainable Palm Oil Transparency Toolkit." <http://www.sustainablepalmoil.org/spot/>
- ⁸ International Union for the Conservation of Nature, 2015. "IUCN Red List of Threatened Species" Sumatran orangutan <http://www.iucnredlist.org/details/39780/0>; Sumatran tiger <http://www.iucnredlist.org/details/15966/0>; Sumatran Rhino <http://www.iucnredlist.org/details/6553/0>; Sumatran elephant <http://www.iucnredlist.org/details/199856/0>
- ⁹ PC International Sustainability Unit, 2015. "Tropical Forests: A Review." <http://www.pcfisu.org/wp-content/uploads/2015/04/Princes-Charities-International-Sustainability-Unit-Tropical-Forests-A-Review.pdf>
- ¹⁰ Hooijer et al, 2010. Current and future CO2 emissions from drained peatlands in Southeast Asia. *Biogeosciences*, 7, 1505-1514, 2010. <http://www.biogeosciences.net/7/1505/2010/bg-7-1505-2010.pdf>
- ¹¹ CIFOR, 2012. "Forests and Water: What policy makers should know." http://www.cifor.org/publications/pdf_files/factsheet/4061-factsheet.pdf
- ¹² HUMA et al, 2013. "Recommendations from Civil Society to the Consumer Goods Forum and Tropical Forest Alliance: Respecting human rights and resolving conflicts key to ending deforestation in Indonesia." http://huma.orid/wp-content/uploads/2013/06/TFA_JointBrief_HumanRights062513.pdf
- ¹³ The Munden Project, 2012. "The Financial Risks of Insecure Land Tenure, An investment view." http://www.rightsandresources.org/documents/files/doc_5715.pdf
- ¹⁴ Humanity United, 2012. "Exploitative Labor Practices in the Global Palm Oil Industry." http://humanityunited.org/pdfs/Modern_Slavery_in_the_Palm_Oil_Industry.pdf
- ¹⁵ CIFOR, 2014. "Major atmospheric emissions from peat fires in Southeast Asia during no-drought years: evidence from the 2013 Sumatran fires." http://www.cifor.org/library/5025/major-atmospheric-emissions-from-peat-fires-in-southeast-asia-during-non-drought-years-evidence-from-the-2013-sumatran-fires/?q_a=1.35032101.507630291.1383209405
- ¹⁶ Human Rights Watch, 2013. "The Dark Side of Green Growth" http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/indonesia0713webwcover_1.pdf
- ¹⁷ Natural Capital Declaration, 2013. The NCD Roadmap: Implementing the four commitments of the Natural Capital Declaration. http://www.naturalcapitaldeclaration.org/wp-content/uploads/2013/05/ncd_roadmap.pdf
- ¹⁸ UNEP, 2015. "Aligning the Financial System with Sustainable Development: Pathways to Scale." http://apps.unep.org/publications/index.php?option=com_pub&task=download&file=Aligning_the_financial_system.pdf
- ¹⁹ Stockholm Resilience Center. "The nine planetary boundaries." <http://www.stockholmresilience.org/21/research/research-programmes/planetary-boundaries/planetary-boundaries/about-the-research/the-nine-planetary-boundaries.html>
- ²⁰ CISL & UNEP FI, 2014. "Stability and Sustainability in Banking Reform: Are Environmental Risks Missing in Basel-III?" <http://www.unepfi.org/fileadmin/documents/StabilitySustainability.pdf>
- ²¹ Equator Principles, http://www.equator-principles.com/resources/equator_principles_III.pdf
- ²² IFC Project Exclusion List, http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/ifc+projects+database/projects/aips+added+value/ifc_project_exclusion_list
- ²³ World Bank and IFC, 2011. "The World Bank Group Framework and IFC Strategy for Engagement in the Palm Oil Sector." http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/159dce004ea3bd0fb359f71dc0e8434d/WBG+Framework+and+IFC+Strategy_FINAL_FOR+WEB.pdf?MOD=AJPERES
- ²⁴ UN Principles for Responsible Investment (PRI), <http://www.unpri.org/about-pri/the-six-principles/>
- ²⁵ Global Reporting Initiative, <http://www.globareporting.org/>
- ²⁶ Carbon Disclosure Project, <http://www.cdp.net>. The CDP Forests Program seeks to disclose companies' exposure to deforestation risks.
- ²⁷ UN Guiding Principles on Business and Human Rights, 2011. <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/BusinessIndex.aspx>
- ²⁸ Guidelines §II(A)(12). See OECD Responsible Business Conduct in the Financial Sector, <https://mneguidelines.oecd.org/rbc-financial-sector.htm>
- ²⁹ OECD Secretariat, Due Diligence In The Financial Sector: Adverse Impacts Directly Linked To Financial Sector Operations, Products Or Services By A Business Relationship, June 2014, <https://mneguidelines.oecd.org/globalforumresponsiblebusinessconduct/GFRBC-2014-financial-sector-document-1.pdf>
- ³⁰ See UN PRI, Global ESG Regulatory Mapping, <http://www.unpri.org/areas-of-work/policy-and-research/responsible-investment-standards-codes-and-regulation/>
- ³¹ Release No. 33-5170 (July 19, 1971) [36 FR 13989].
- ³² Id.
- ³³ Directive 2014/95/EU on disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups, para. 6, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0095>
- ³⁴ World Resources Institute & Rights and Resources Initiative, 2014. "Securing Rights, Combating Climate Change." <http://www.wri.org/securingrights>
- ³⁵ Global Forum on Responsible Business Conduct, 2014. "Due diligence in the financial sector: adverse impacts directly linked to financial sector operations, products or services by a business relationship." <https://mneguidelines.oecd.org/globalforumresponsiblebusinessconduct/GFRBC-2014-financial-sector-document-1.pdf>
- ³⁶ United Nations, 2008. "United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples." http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/documents/DRIPS_en.pdf
- ³⁷ FAO, 2012. "Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security." <http://www.fao.org/docrep/016/i2801e/i2801e.pdf>
- ³⁸ Humanity United et al, 2015. "Free and Fair Labor in Palm Oil Production: Principles and Implementation Guidance." http://humanityunited.org/wp-content/uploads/2015/03/PalmOilPrinciples_030315.pdf
- ³⁹ UN Guiding Principles on Business and Human Rights, 2011. <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/BusinessIndex.aspx>
- ⁴⁰ OECD Secretariat, 2014. "Due Diligence In The Financial Sector: Adverse Impacts Directly Linked To Financial Sector Operations, Products Or Services By A Business Relationship." <https://mneguidelines.oecd.org/globalforumresponsiblebusinessconduct/GFRBC-2014-financial-sector-document-1.pdf>
- ⁴¹ GIZ and BAPPENAS, 2014. "Proposition for a Definition of Sustainable Finance in Indonesia." <http://aseanrenewables.info/wp-content/uploads/2015/02/Proposition-of-Definition-of-Sustainable-Finance-in-Indonesia.pdf>
- ⁴² International Federation of Accountants, 2007. "International Good Practice Guidance, "Defining and Developing an Effective Code of Conduct for Organizations", https://www.ifac.org/system/files/publications/files/Defining-and-Developing-an-Effective-Code-of-Conduct-for-Orgs_0.pdf
- ⁴³ The Financial Action Taskforce. "Glossary of FATF Recommendations: Designated categories of offences" <http://www.fatf-gafi.org/pages/glossary/d-/>
- ⁴⁴ Sustainable Finance Advisory, 2013. "Environmental and Social Risk Due Diligence in the Financial Sector: Current approaches and practices." http://mneguidelines.oecd.org/globalforumresponsiblebusinessconduct/2013_WS1_1.pdf



発行：2015年7月

 **RAINFOREST
ACTION NETWORK**
レインフォレスト・アクション・ネットワーク

東京都新宿区新宿1-23-16第二得丸ビル3階 160-0022
JAPAN.RAN.org

425 Bush Street, Suite 300 | San Francisco, CA 94108
RAN.org